

(参考) NOx・PM 法、条例規制一覧表

|                    | NOx・PM 法  | 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県<br>条例                                  | 兵庫県条例   | 富山県条例<br>(平成 27 年 4 月～)                          |
|--------------------|---|---|---|--|
| 区分                 | 国の定めた法律   | 条例  | 条例  | 条例   |
| 規制物質               | NOx (窒素酸化物)<br>PM (粒子状物質)   | PM (粒子状物質)  | NOx (窒素酸化物)<br>PM (粒子状物質)   | NOx (窒素酸化物)<br>PM (粒子状物質)                        |
| 規制内容               | 排出基準に適合しない車の登録禁止 (継続車検に通らない)  | 排出基準に適合しない車の運行禁止  | 排出基準に適合しない車の運行禁止  | 排出基準に適合しないバスの規制地域の運行禁止                           |
| 対象車                | 指定された対策地域に使用の本拠がある自動車   | 対象地域内を走行するディーゼル車  | 対象地域内を走行するディーゼル車  | 対象地域を走行する路線バスおよび貸切バス (営業車でない白ナンバーのバスは除く)         |
| 対象地域               | 東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、愛知、三重の一部の地域  | 東京都 (島しょを除く)、埼玉県、千葉県、神奈川県全域                             | 神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市 (北部を除く)、芦屋市、伊丹市。ただし、工業専用地区、臨港地区及び阪神高速道路 5 号湾岸線、ハーバーハイウェイ、中国自動車道及び国道 176 号(伊丹市内の 1.4km にわたる中国自動車道との併走区間)等を除く | 立山有料道路の桂台料金所から室堂までの区間の道路 (県道富山立山公園線)             |
| 対象となる車種            | ディーゼル乗用車、貨物、バス、特種自動車 (トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る)<br>《軽自動車、特殊自動車、ガソリン又は LPG を燃料とする乗用車は対象外》            | ナンバーが 1-, 2-, 4-, 6-, 8- のディーゼル車 (8 ナンバーのうち、乗用車ベースは対象外) | 自動車 NOx・PM 法で定める対策地域内の場所を使用の本拠として登録できない車両総重量 8 t 以上の自動車 (バスについては定員 30 人以上)  | 対象地域を走行する路線バスおよび貸切バス (営業車でない白ナンバーのバスは除く)         |
| 非適合車の猶予期間 (初度登録から) | ディーゼル乗用車 : 9 年、小型トラック : 8 年、普通トラック : 9 年、マイクロバス : 10 年、大型バス : 12 年、特種自動車 : 10 年                         | 7 年間  | 自動車 NOx・PM 法の猶予期間より 1 年間延長した期間  | 適合しないバスでも初度登録から 17 年を経過するまでは運行可能。                |
| 対応措置               | 国土交通省が認定した NOx・PM 低減装置を装着すれば車検証に NOx・PM 適合と記載される  | 知事指定の粒子状物質減少装置を装着すれば規制値適合とみなされる                         | 国土交通省が認定した NOx・PM 低減装置を装着すれば車検証に NOx・PM 適合と記載される  | 国土交通省が認定した NOx・PM 低減装置を装着すれば車検証に NOx・PM 適合と記載される |
| 主な規制適合型式           | 平成 10、11 年長期規制適合車 (KK, KL) 以降の車両。<br>但し、東京都・埼玉県は平成 18 年 4 月より規制強化 (平成 10、11 年長期規制適合車 <KK, KL 等> も規制対象)。 |   |   |  |